

令和3年7月6日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
内閣官房長官

} 様

盛岡市内丸10番1号
岩手県議会議員 関根敏伸

性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書

性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進や差別の解消に向けた環境整備を行うよう強く要望する。

理由

近年、性的少数者に対する認知が大きく進む一方、日常生活や就職活動を含む職場や学校などの社会生活においては、性的指向・性自認を理由とする差別的な取扱いを受けることが少なくないため、多くの当事者が本来の自分を隠して生きている現状がある。

性的少数者は、性的指向・性自認をカミングアウトした場合や意図せず知られた場合、差別や偏見、ハラスメントに晒されるという困難に直面する。また、本人の性のあり方が同意なく第三者に暴露されるアウティングも大きな問題となっている。周囲に悩みを相談しづらいことなどにより、自殺リスクが高いことも指摘されており、性的指向・性自認を理由とする差別の解消は喫緊の課題である。

海外では、国や地方公共団体、企業等において役職を有する者が性的少数者であることを表明したとしても、差別的な取扱いを受けることなく、その者が持つ能力を十分に発揮することが歓迎される社会を既に形成している国も数多くある。多様な性のあり方や、それぞれの違いを当然のこととして受け入れ、多様な生き方を認め合う社会を実現することは、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮することができる、活力ある社会の形成に寄与するものである。

よって、国においては、性的少数者が日常生活や社会生活において、また、同性パートナーと生活をともにする場合にも、差別的な取扱いを受けることがないように適切な措置を講ずるとともに、社会全体が性のあり方の多様性を受け入れていくことを目指し、性的指向・性自認に関する広く正しい理解の増進や差別の解消に向けた環境整備を行うよう、強く要望する。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。